

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月10日（金）午後1時30分から午後2時7分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3階 大会議室

3 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山	雅 史
会長職務代理	2番	菊 地	典 夫
委 員	1番	萱 橋	敏 男
委 員	3番	中 山	茂
委 員	4番	中 山	一 徳
委 員	5番	海老原	茂
委 員	7番	仲 井	一 人
委 員	8番	文 藏	雄 嗣
委 員	9番	岡 野	幸 雄
委 員	10番	榎 田	実

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山	謙 吉
委 員	飯 田	一 夫
委 員	澁 谷	正 信
委 員	文 隨	靖
委 員	中 島	一 郎
委 員	小 菅	庄 一
委 員	吉 田	義 博
委 員	山 中	正 市
委 員	瀬 川	仁
委 員	飯 泉	秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	石 塚 英 明
事 務 局 長 補 佐	大 久 保 慎 太 郎
主 幹	青 木 憲 一

4 欠席委員
なし

5 傍聴者
なし

6 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

① 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7 会議の概要

1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和5年2月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいたします。

1 議長（中山会長）

大変お忙しい中、2月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席いただいております。重ねて御礼を申し上げます。

1月26日に茨城県農業会議の会長研修会及び茨城県農政活動推進本部第113回代議員総会が行われましたので、簡単に報告いたします。

会長研修会は、全国農業会議所の上田事務局長代理より、「農業委員会組織をめぐる情勢・課題について」の講演を受けました。

講演の中で、農業経営基盤強化促進法等の一部改正として、①地域計画の策定、②「農地等の利用最適化の推進に関する指針」策定の義務化、③「農地等の権利取得時の下限面積要件の廃止」などがあり、今後、改正法施行後に農業委員会が行う取組について、情報が入り次第、皆さんに報告したいと思います。

2つ目の農政活動推進本部代議員総会は、令和5年度事業計画が審議、決定されました。内容は、農政対策の推進、組織対策の推進、調査活動の推進などとなっています。

以上が、茨城県農業会議の会長研修会及び茨城県農政活動推進本部代議員総会の報告になります。

最後になりますが、本日の総会は、議案6件と報告事項1件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方に一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、3番中山茂委員、4番中山一徳委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、駐車場整備のための売買となっております。

申請地は[]字[]番[]、地目は登記現況とも畑、面積は[]m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、自己住宅建築のための贈与となっております。

申請地は[]字[]番[]、地目は登記現況とも畑、面積は[]m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は、蓄電所設置のための売買となっております。申請地は[]字[]番[]、地目は登記現況とも畑、面積は[]m²でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は、自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は[]字[]番[]、地目は登記現況とも畑、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記現況とも畑、面積は[]m²、合計2筆[]m²でございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員よりお願いします。

1 萱橋委員

それでは、書類審査、現地調査結果について報告いたします。2月1日午前8時40分から、中山会長、中山茂委員、文蔵委員、私、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の6名で4件の書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、申請場所の詳細は2ページの地図をご覧ください。

申請地は、[]の東側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、市内で貨物自動車運送業を営んでいる法人で、申請地の近隣工場において製造されている業務用トラクターの保管及び輸送を請け負っておりますが、近隣工場の増設に伴い、トラクターが増産されることから、これに対応するため、申請地1筆 [redacted] m²を利用し、大型トレーラー2台を含む11t車11台、4t車8台、合計19台分の駐車場を整備する計画です。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場用地としての許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、申請場所の詳細は3ページの地図をご覧ください。

申請地は、[redacted]の南西側になります。現地は管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆 [redacted] m²、宅地2筆 [redacted] m²の合計3筆 [redacted] m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、申請場所の詳細は4ページの地図をご覧ください。

申請地は、[redacted]の北東側になります。現地は草が生えており、耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

別紙「参考資料1」にもありますが、申請者は、申請地1筆 [redacted] m²を利用し、750kwの蓄電池システム15台、連系機器一式、監視システム一式を設置する計画です。

資金計画については、自己資金及び融資資金で賄い、東京電力との調整も終了しており、蓄電所を設置するための許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、申請場所の詳細は5ページの地図をご覧ください。

申請地は、[redacted]の南東側になります。現地は管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆 [redacted] m²を使用貸借し、自己住宅を建築する計画です。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を

建築するための許可基準を満たしていると考えます。

以上報告し、各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は■■■■m²、合計4筆■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番中山茂委員よりお願いします。

1 中山茂委員

2月1日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の南東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約187アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆■■■■m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付けする予定です。

続きまして受付番号2番、地図は8ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の南東側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約516アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆[]㎡、登記現況とも畑、2筆[]㎡、合計4筆[]㎡を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻・野菜を作付けする予定です。

以上のことから、受付番号1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は[]字[]番、地目は登記現況とも畑、面積は[]㎡、[]字[]番、地目は登記現況とも田、面積は[]㎡、

字番、地目は登記現況とも田、面積は m²、合計 3 筆 m²でございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8 番文蔵委員よりお願いします。

1 文蔵委員

2 月 1 日午前 8 時 40 分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第 1 号で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じです。

受付番号 1 番、地図は 10 ページになります。

申請地は、の北西側になります。

今回提出されました受付番号 1 番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、周辺の原野、山林と一体化しており、申請地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上のことから、受付番号 1 番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第 3 号受付番号 1 番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第 3 号は非農地証明を発行する

ことに決定いたしました。

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。11ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が45筆で105,888㎡、畑が21筆で48,221㎡、合計66筆154,109㎡です。貸し手が29人で、借り手が14人となります。

次に更新案件ですが、田が9筆で16,792㎡、畑が2筆で2,130㎡、合計11筆18,922㎡です。貸し手が7人で、借り手が6人となります。

合計では、田が54筆で122,680㎡、畑が23筆で50,351㎡、合計77筆173,031㎡です。貸し手が36人で、借り手が20人となります。

権利の設定開始は、令和5年3月1日、令和5年4月1日からとなります。

詳細につきましては、12ページから15ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。15ページの議案第4号の受付番号70番は8番文蔵委員、受付番号71番は文随推進委員、受付番号72番から74番は9番岡野委員、受付番号75番は石塚事務局長、受付番号76番、77番は青木主幹が議事参与の制限となっております。したがって、6つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から69番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から69番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号1番から69番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号70番について審議いたします。8番文蔵委員の退席をお願いします。

(文蔵委員退席)

それでは審議します。受付番号70番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号70番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号70番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文蔵委員の復席をお願いします。

(文蔵委員復席)

続いて、受付番号71番について審議いたします。文随推進委員の退席をお願いします。

(文随推進委員退席)

それでは審議します。受付番号71番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号71番について、原

案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号71番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文随推進委員の復席をお願いします。

(文随推進委員復席)

続いて、受付番号72番から74番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

それでは審議します。受付番号72番から74番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号72番から74番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号72番から74番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

続いて、受付番号75番について審議いたします。石塚事務局長の退席をお願いします。

(石塚事務局長退席)

それでは審議します。受付番号75番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号75番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号75番については原案のとおり許可することに決定いたしました。石塚事務局長の復席をお願いします。

(石塚事務局長復席)

続いて、受付番号76番、77番について審議いたします。青木主幹の退席をお願いします。

(青木主幹退席)

それでは審議します。受付番号76番、77番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号76番、77番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号76番、77番については原案のとおり許可することに決定いたしました。青木主幹の復席をお願いします。

(青木主幹復席)

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

続いて議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。16ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が2筆で3,050㎡、畑が1筆で1,089㎡、合計3筆4,139㎡です。貸し手が2人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年4月1日からとなります。

詳細につきましては、17ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。説明は以上です。

1 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても18ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が3筆で3,585㎡、畑が1筆で1,089㎡、合計4筆4,674㎡です。貸し手が3人、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和5年4月1日からとなります。

詳細につきましては、19ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第6号の受付番号4番は、3番中山茂委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から3番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から3番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号4番について審議いたします。3番中山茂委員の退席をお願いします。

す。

(中山茂委員退席)

それでは審議します。受付番号4番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号4番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号4番については原案のとおり承認することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

(中山茂委員復席)

以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項1件について、事務局より報告願います。

1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は20ページから22ページをご覧ください。

今回の合意解約は15件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが3件、耕作者変更のためのものが5件、中間管理事業に変更するためのものが1件、農地法第5条申請のためのものが1件、農地法第3条申請のためのものが2件、県道常総取手線道路改良事業のためのものが3件となっております。報告は以上です。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これをもちまして、2月定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年2月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩